

## 委 託 契 約 書

1	件 名	令和2年度芦屋市インクルーシブ教育・保育事業業務委託
2	履行場所	保育施設内
3	履行期間	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで
4	契約金額	¥ <u>          単価契約          </u> . ー 内訳 加配職員1人につき @225,000円/月 〔 取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕 非課税
5	その 他	契約保証金 免除  委託者は、委託料として、この事業の対象となる児童が入所している期間について、加配職員数に上記の単価を乗じた金額を支払うものとする。委託者は、上記の委託料を、四半期ごとに、受託者の請求に基づき、受託者に支払うものとする。

上記業務の委託について、委託者と受託者との間に、芦屋市契約規則及び仕様書によるほか、約款の条項に従い、互いに協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 2 年 4 月 1 日

委 託 者 芦屋市精道町7番6号

芦 屋 市

芦屋市長 伊 藤 舞

受 託 者

(総則)

第1条 受託者は、別添の図面及び仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(契約の保証)

第2条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 1) 契約保証金の納付
- 2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証
- 4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。

4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求ことができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 委託者は、委託業務が完了した後、契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）を返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第4条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定により第三者に委託した場合には、その第三者の選任及び監督その他の一切の行為について、委託者に対して責任を負う。

(委託業務の調査等)

第5条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第7条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を委託者に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第10条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 委託者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、民法第562条第1項ただし書きの規定にかかわらず、委託者が請求した方法で履行の追完をしなければならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定は、目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、賠償金としてこの契約及びこの契約に係る変更契約による業務委託料の100分の20に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による委託業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者)について刑法(明治40年法

律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に委託業務を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者が委託業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第16条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第17条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託者が業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 業務中止の期間が、頭書の履行期間の2分の1以上に達したとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(相殺)

第19条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(解除に伴う措置)

第20条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既済部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。

2 受託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の既済部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は既済部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、委託業務用地等に受託者が所有又は管理する委託業務に係る材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、委託業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項前段及び第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第12条から第14条まで又は次条第3項の規定によるときは委託者が定め、第16条又は第17条の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に

従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第21条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) 引き渡された目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第12条から第14条までの規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第12条から第14条までの規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 委託業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合と第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。))がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条に規定する率で計算した額とする。

6 第2項の場合(第14条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第6条の規定により委託業務の内容を変更又は一時中止した場合において、受託者が損害を受けたとき。
- (2) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の場合において、賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 第10条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条に規定する率で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第23条 委託者は、引き渡された目的物に関し、第9条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請

求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第24条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条に規定する率で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条に規定する率で計算した額の遅滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第25条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託業務が成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）である場合は、他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第26条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、芦屋市個人情報保護条例、関係法令等のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第27条 本契約に係る紛争の訴訟は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）によるほか、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

2 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、委託者及び受託者は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

## 〔個人情報取扱特記事項〕

（基本的事項）

第1 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用して

はならない。契約終了後も、同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第4 受託者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第6 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに委託者の指定する場所から持ち出ししてはならない。

（適正管理）

第7 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

（資料等の返還等）

第8 受託者がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第10 受託者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

## 〔付記事項〕

## 暴力団排除に関する特約

## (趣旨)

1 発注者（委託者等を含む。以下同じ。）及び受注者（受託者等を含む。以下同じ。）は、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。）第7条及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

## (契約からの暴力団等の排除)

2 受注者は、委託等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合においては、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）との間で契約（以下「再委託等の契約」という。）を締結してはならない。また、既に暴力団等との間で再委託等の契約を締結している場合にあっては、当該再委託等の契約を解除しなければならない。

3 受注者は、当該者を発注者とする再委託等の契約を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該再委託等の契約に定めなければならない。

4 受注者は、再委託等の契約の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から契約の履行の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、兵庫県芦屋警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託等の契約の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

## (役員等に関する情報提供)

6 発注者は、受注者及び再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

7 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。

8 発注者は、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

## (警察署長から得た情報の利用)

9 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に提供することができる。

## (発注者の解除権)

10 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、芦屋市業務委託契約約款その他の芦屋市の契約書（発注者の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。
- (2) 受注者が再委託等の契約に当たり、その相手方が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。
- (3) 受注者が、委託等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であ

ることが判明したときは、受注者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないことを求め、受注者がこれに従わなかったとき。また、請負等業務の全部又は一部について、既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除することを求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

## (解除に伴う措置)

11 前項の規定による解除に伴い、受注者又は再委託等の契約の相手方その他関係者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

12 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることができない。

## (誓約書及び役員名簿の提出等)

13 受注者は、この契約の契約金額（単価契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結時までに、次の事項に關しての誓約書に加え、役員名簿を提出するものとする。

- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
  - (2) 再委託等の契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託等の契約の受注者とししないこと。
  - (3) 受注者は、再委託等の契約（受注者がこの契約の履行に伴い締結する再委託等の契約を一次再委託等の契約として、以下、再委託等の契約が数次にわたるときは、そのすべての再委託等の契約を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と再委託等の契約を締結しないよう指導し、二次以下の再委託等の契約の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該再委託等の契約の発注者に対しその者を当該再委託等の契約から排除するよう要請すること。
  - (4) 受注者が前3号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
  - (5) 発注者が、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、その役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。）の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
  - (6) 発注者が、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、受注者から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。
  - (7) 発注者が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関に提供することに承諾すること。
  - (8) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (9) 受注者は、再委託等の契約の受注者に対し、当該再委託等の契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するよう指導すること。
  - (10) 受注者は、再委託等の契約の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託等の契約の受注者が当該再委託等の契約の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告し、警察署長に届け出て、当該再委託等の契約の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。（受注者からの協力要請）
- 14 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。